

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年5月5日～2022年5月11日)

令和4年(2022年)5月13日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p>政治</p> <p>ジョブロ法務大臣の不信任決議案に関する動向 ニェジェルスキ保健大臣による「感染事態」から「感染脅威事態」への移行の発表 コシニャク＝カミシュ「農民党」(PSL)党首の書面インタビュー ウクライナ避難民支援に関する地方自治体円卓会議の開催 ロシアに対するカティンの森の虐殺に関する賠償請求の発表 ドゥダ大統領のリトアニア訪問 モラヴィエツキ首相のウクライナのための国際ドナー会合出席 グリンスキ副首相兼文化・国家遺産大臣の国連安保理会合出席 ラウ外相とリパフスキー・チェコ外相との会談 カミンスキ内務・行政大臣のウクライナ訪問 ポーランド・ウクライナ間の安全保障・防衛分野における支援に関する文書署名 無人機調達の契約承認 ラウ外相のイラン訪問 カミンスキ内務・行政大臣のウクライナ戦争難民担当閣僚会合出席 駐ポーランド・ロシア大使に赤い塗料が掛けられた事案を巡るポーランド・ロシア関係 デンマーク軍部隊のポーランド派遣 ドゥダ大統領とフルレスフ・モンゴル大統領との電話会談 屈冬玉国連食糧農業機関(FAO)事務局長のポーランド訪問 ドゥダ大統領のスロバキア訪問 ラウ外相の第33回FAO欧州地域会合出席</p>								<p>お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p> <p>お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p>
<p>治安等</p> <p>ロシア国旗と「Z」を掲げた男性に対する事情聴取事案</p>								
<p>経済</p> <p>政府融資支援計画を発表 財務省、財政法改正法案を議会に提出 2022年4月失業率の低下 中央銀行総裁、さらなる利上げを実施 気候環境省、エネルギー移行基金法案を作成 2022年末から2023年始めにエネルギー政策を更新予定 ポーランドガス備蓄率 ポーランドガス会社、ノルウェーでのガス生産を拡大</p>								
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>								

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
政 治	
内 政	

ジョブ法務大臣の不信任決議案に関する動向【5日】

5日、ミュレル政府報道官は、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首が示唆していたジョブ法務大臣の不信任決議案の議会提出について、下院の多数派は同法相を擁護すると断言した。また、同報道官は、「(ジョブ法相が党首を務める)連立与党「連帯ポーランド」と与党「法と正義」が連立を組むパートナーだとすれば、相互信頼と支援が期待される」と強調した。さらに、同報道官は、「PiSは、政府の安定を守る。トウスクPO党首による不信任決議案の提出は、非常に困難な時期に政府を不安定化しようとする試みである」と述べた。

前日の4日には、トウスクPO党首が直近の下院本会議(5月11～12日)に先だって不信任決議案を議院に提出すると発表していた。

ニェジェルスキ保健大臣による「感染事態」から「感染脅威事態」への移行の発表【6日】

6日、ニェジェルスキ保健大臣は、5月16日付けで、新型コロナウイルス感染症に関連して2020年3月20日から現在までポーランドで発令されている「感染事態」から「感染脅威事態」へ移行する旨を発表した。また、同大臣は、「感染脅威事態」は少なくとも9月まで維持されると明らかにした。さらに、同大臣は、「感染脅威事態」について、「一方で「感染事態」発令時に我々が対処しなければならなかった種々様々な解決策を導入するためのある種の立法準備態勢が整った状態を維持することができる。他方、同時に状況とそのリスク評価は確実に良くなっているという非常に重要なシグナルを送っている」と述べた。「感染事態」から「感染脅威事態」への移行が実際に何を意味するか問われ、同大臣は、「これまでは「感染事態」による条件付けを必要としていた規制について、そのような条件付けが必要なくなった。その結果、下院本会議や下院委員会などにおけるリモートセッションなどは、現時点でそのような形式では開催されなくなる」と述べた。

コシニャク＝カミシュ「農民党」(PSL)党首の書面インタビュー【6日】

6日、ジェチポスポリタ紙は、コシニャク＝カミシュ「農民党」(PSL)党首の書面インタビューを掲載した。同党首は、2023年の次期議会選挙では、野党の候補者リストをPSLが含まれる中道右派とリベラル左派の2本とすることこそ、野党が政権を握る最大の

チャンスを与え得る最適な解決策であると繰り返し述べた。他方、同党首は、最大野党「市民プラットフォーム」(PO)は、野党の候補者リストの一本化に関心を抱いている、なぜなら、これはPOが主要な受益者になるからであると主張した。また、同党首は、野党陣営(PO、「ポーランド2050」、「新左派」、PSL)は、議会選挙での出馬を議論するために初の党首会合を開いたと伝え、必要なのは上院協力協定の更新であると認めた。さらに、同党首は、戦争によって、賢明な人であれば現時点で早期議会選挙を提案することはないであろうと述べた。

ウクライナ避難民支援に関する地方自治体円卓会議の開催【8～9日】

8日から9日にかけて、ヴロツワフでウクライナ避難民支援に関する地方自治体円卓会議が開催された。同会議には、120人以上の政府・地方自治体関係者、民間企業やNGOの代表者、学者や専門家、そしてウクライナからキーウ市及びリヴィウ市の代表者が出席した。同会議では、大統領や政府、議会へ向けた避難民受入れ都市の機能に関する具体的な提言を盛り込んだ白書がまとめられた。具体的には、企業が新規雇用を創出するための資金援助プログラムの創設、都市間及び国家間の避難民移転制度の整備、ウクライナ避難民の人数に比例した国民健康基金(NFZ)の融資の拡大、PITに占める地方自治体の割合の増加、ポーランドの地方自治体をウクライナ都市復興のための欧州ミニ・ネットワークのリーダーとすること、欧州地域委員会へのウクライナ、モルドバ及びジョージアの代表の招待、ウクライナのためのEU加盟前基金「復興・安定・開発」の設立などであった。9日、ワルシャワではポーランド政府が主催した戦争難民担当閣僚会合が実施されていた。

ロシアに対するカティンの森の虐殺に関する賠償請求の発表【9日】

9日、ドゥダ大統領は、カティンの森の虐殺の遺族と会談し、ロシアに賠償請求すると発表した。同大統領は、「カティンの犯罪に対する責任は、ソ連の権力機構が負っている。現在のロシアは、ソ連の後継者であり、犯罪について相続した責任を負っていることに疑いの余地はない。我々はロシアに賠償を請求することができるのであり、この道を辿らなければならない」と述べた。また、同大統領は、カティンの大量虐殺に関する真実を求めて何十年にもわたり戦われてきたと強調した。さらに、同大統領は、「つまり、第

一に真実、第二に説明責任の明確な定義と執行の問題である。もちろん、直接的及び間接的な加害者

がもはや生きていない状況で、誰が責任を取るのかという問題がある」と述べた。

外交・安全保障

ドゥダ大統領のリトアニア訪問【5日】

5日、ドゥダ大統領は、リトアニアを訪問し、ナウセーダ・リトアニア大統領と会談を行った。クモフ大統領府国際政策局長官は、「リトアニアとの関係は、ドゥダ大統領にとって特別に重要な意味を持つ。なぜなら、ドゥダ大統領とナウセーダ大統領は、それぞれに任期中に両国関係における新しい時代を築いてきたからである。このような時代の象徴は、ドゥダ大統領によるリトアニア議会での一部リトアニア語で行われた演説やナウセーダ大統領による「ポーランド姓の表記に関する法律」の署名などである」と強調した。これに先立ち、ジャウニウナイ(Jauniunai)において両大統領及びカドリ・シムソン欧州委員会エネルギー担当委員の出席のもと、ポーランドとリトアニアの天然ガス輸送システム、そして他のバルト諸国を繋ぐガス・インターコネクターが開通した。ドゥダ大統領は、「ガスパイプラインは我々の安全保障を強化する。これはロシアの脅迫に対する準備が整える対応である」と強調した。

モラヴィエツキ首相のウクライナのための国際ドナー会合出席【5日】

5日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワで開催されたウクライナのための国際ドナー会合に出席した。同会合は、ポーランドとスウェーデンの首相がイニシアティブを発揮して開催されたものであり、戦いに見舞われたウクライナのために資金を集めることが主要な目的であった。同会合では、ウクライナのゼレンスキー大統領が同会合の参加者にメッセージを述べたほか、ウクライナのシュミハル首相やミシェル欧州理事会議長、フォン・デア・ライエン(VDL)欧州委員会委員長、21か国の各国首脳、グローバル規模のビジネス・金融機関や国際人道支援機関の代表者が参加した。同会合では、総額63億ユーロを超える資金が集まり、更なる人道支援に充てられる予定であるという。モラヴィエツキ首相は、「ポーランドは、本年末までは少なくとも34億ユーロの相当のウクライナ避難民支援を継続する予定である」と述べた。また、同首相は、VDL欧州委員会委員長、シュミハル・ウクライナ首相、マリン・フィンランド首相と二国間会談を行った。首脳会談での議題は、東部国境の向こう側の状況、ウクライナへの支援の可能性、ロシアへの更なる制裁の発動に絞られた。さらに、マリン首相との会談では、両首相は、フィンランドのNATO加盟の可能性に関する問題についても議論した。

グリンスキ副首相兼文化・国家遺産大臣の国連安保理会合出席【5日】

5日、グリンスキ副首相兼文化・国家遺産大臣は、国連安保理会合に出席した。同副首相は、ロシアのウクライナ侵略は世界の社会と経済に影響を及ぼし、国際社会はこれを抑えるための長期的な計画を策定しなければならないと述べた。また、同副首相は、グテーレス国連事務総長が最近モスクワとキーウを訪問したことを評価し、ロシア側に善意がない場合でも、平和を回復するためのあらゆる努力は意味があると述べた。

ラウ外相とリパフスキー・チェコ外相との会談【5日】

5日、ラウ外相は、ウクライナのための国際ドナー会合に出席するためにポーランドを訪問したリパフスキー・チェコ外相と会談を行った。両外相は、現在の二国間のアジェンダ及びロシアのウクライナ侵略以降の中欧地域における安全保障状況の変化について議論した。また、エネルギー安全保障、対露制裁及びウクライナ支援などが重要な議題となった。さらに、両外相は、ヴィシエグラード・グループ(V4)や三海域イニシアティブ(3SI)の枠組みを含む地域協力の発展についても議論した。加えて、両外相は、現在の危機に直面する中、最大の価値は連帯であるという認識で一致した。ラウ外相は、我々はロシアによって分断されてはならないと断言した。なお、リパフスキー外相によるポーランド訪問は、2021年秋の就任以降今回が初めてであった。

カミンスキ内務・行政大臣のウクライナ訪問【5日】

5日、カミンスキ内務・行政大臣は、ウクライナ・キーウ近郊のホストメリを訪問し、リトアニア、ラトビア及びエストニアの内相とともにモナスティルスキー・ウクライナ内相と会談を行った。カミンスキ大臣は、「あなたたちが戦っている戦争は、ロシアの残忍な侵略によって引き起こされたものである。今回の戦争は白か黒かであり、善と悪の戦いである。今回の戦争におけるすべての道徳的正当性は、片方、つまりウクライナ人の側にある。世界中のまともな人々・国々は、今日、ウクライナとともにある」と指摘した。また、同大臣は、「我々は、バルト諸国の内相たちとともに、あなたたちの戦い、そして自由のために戦うウクライナへ深い連帯を表明するためにここへやって来た」と付言した。さらに、同内相は、「我々は、ロシアの侵略の最初の瞬間からあなたたちとともにあり、最後の瞬間までそうあり続ける。最後の瞬間とは、自由で独立したウクライナの残忍なロシア政権に対する勝利を意味する」と強調した。

ポーランド・ウクライナ間の安全保障・防衛分野にお

ける支援に関する文書署名【5日】

5日、シュミハル・ウクライナ首相は、モラヴィエツキ首相とともにポーランド・ウクライナ間の安全保障・防衛に関する「重要な」文書に署名したと述べた。シュミハル首相は、内容は公表できないが、これはウクライナの安全保障・防衛分野における特殊技術の移転と特別支援の提供に繋がる重要なステップであると語った。また、同首相は、ポーランド・ウクライナ関係に言及し、両国関係はロシアのウクライナに対する戦争勃発以降まったく新しい段階に至ったと述べた。さらに、同首相は、軍事支援に関しては、ポーランドは米国に次いでウクライナの重要なパートナーであると語った。

無人機調達の契約承認【6日】

6日、ブワシュチャク国防大臣は、「グラディウス」無人機システムの調達契約を承認したことを発表した。この契約は、4コ中隊に必要な無人機システムを調達するもので、最初の無人機は、今年中にポーランド東部の砲兵連隊に配備され、航空偵察に使用される予定である。

ラウ外相のイラン訪問【7～9日】

7日から9日にかけて、ラウ外相は、招待に応じてイランを公式訪問した。同外相は、イラン滞在中にライスイ大統領及びガリバーフ国会議長と会談し、アミール・アブドラヒアン外相と政務協議を行なった。外相会談は、二国間協力における最も重要な問題について議論する機会を提供するとともに、現在の地域的・世界的問題、特に現在進行中のロシアのウクライナに対する侵略について意見交換を行う場となった。ラウ外相は、東欧の安全保障情勢に関してOSCE議長国であるポーランドの立場を紹介した。両外相は、ポーランド・イラン政府間の文化、教育、科学、スポーツ、若年層、マスメディアの分野における協力に関する協定に署名した。なお、ポーランド外相のイラン初訪問は、ヴワディスワフ・アンデルス將軍の軍隊がソ連からイランへ避難してから80周年という重要な時期にあたる出来事であった。記念行事の一環として、ラウ外相は、アンデルス軍の兵士や民間人が埋葬されている墓地など、ポーランドの記念施設を訪問した。また、同大臣は、テヘランとイスファハーンの両都市において、国家記憶院(IPN)の「希望の道筋・自由のオデッセイア」展を正式に開幕した。

カミンスキ内務・行政大臣のウクライナ戦争難民担当閣僚会合出席【9日】

9日、ウクライナ戦争難民担当閣僚会合がワルシャワで開催され、カミンスキ内務・行政大臣、シェフェルナケル同副大臣兼ウクライナ戦争難民政府全権委員、グロデツキ同次官をはじめとするポーランド、

リトアニア、ラトビア、エストニア、ルーマニア、ブルガリア、モルドバ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、オーストリア、ドイツ、英国の代表者、そしてデンチーツァ駐ポーランド・ウクライナ大使が出席した。

同会合では、カミンスキ大臣が先週のキーウ訪問について言及した。同内相は、「ウクライナ内務省の代表者たちは、我々全員がウクライナ避難民のために提供している支援に感謝している。ウクライナ国民は一時的に自国の領土の外にいただけであり、安全が確認され次第ウクライナに戻ることを期待したい。」と述べた。また、同内相は、ポーランドがウクライナの消防や警察などの治安当局に対して多大なる支援を提供していることを強調し、「我々は、ウクライナにヘルメット35,000個、消防着25,000着、消火ホース2万本を供与している。」と述べた。

シェフェルナケル副大臣は、ウクライナからの戦争難民のための追加的なEU基金の創設に関するポーランドの活動を他国政府の代表者たちが支持したことを明らかにした。また、同副大臣は、ポーランドでは政府と地方自治体の協力のもとでウクライナからの戦争難民の支援に関する体系的な想定を行っているチームが設立されたことを想起した。さらに、同副大臣は、ウクライナ戦争難民担当閣僚が参加するこの種の会合について、次回は9月の開催を予定していると発表した。

会合に出席した省庁の代表者たちは、欧州委員会が避難民受入れに関連する財政的ニーズに十分に答えていないことを強調した。会合では、主に女性と子どもに影響を及ぼしている現在の難民危機の特殊性にも注目が集まった。ロシアの予見不可能性に鑑み、長期戦に備え、さらなる難民の大波を受け入れる準備を整える必要があるという点で一致した。

駐ポーランド・ロシア大使に赤い塗料が掛けられた事案を巡るポーランド・ロシア関係【9日】

9日、ワルシャワの旧ソ連兵墓地において、対独戦勝記念日に合わせ献花しようとしたセルゲイ・アンドレーエフ駐ポーランド・ロシア大使がウクライナ侵略に反対する抗議のために集まったウクライナ人から赤い塗料を掛けられる騒ぎがあった。ロシア外務省のザハロワ報道官は、「ネオナチの支持者がまたしても自らの顔を見せた。その顔は血で染まっている。欧米がファシズム再来への道を開いたことを明白に示すものだ。」とコメントした。ラウ外相は、今回の事件について遺憾であると述べ、外交官は本国政府の政策に拘わらず保護されると付言した。カミンスキ内相は、ポーランド当局はロシア大使に対して献花のために墓地を訪れないよう忠告したと述べ、デモ参加者の感情は理解できると指摘した。

11日、ロシア外務省は、駐ロシア・ポーランド大使を召還し、「ポーランド政府からの正式な謝罪を要求するとともに、駐ポーランド・ロシア大使及びロシア関

係機関の全職員の安全確保を求める。」と抗議した。

デンマーク軍部隊のポーランド派遣【10日】

デンマークは、近代化された最新鋭のレオパルド2 A7戦車を含む部隊をポーランドに派遣している。デンマークの戦車中隊は、14両の同戦車で編成されており、ポーランドへ海上輸送され、5月1日から27日まで実施されている「ディフェンダー・ヨーロッパ2022」演習に参加している。

ドゥダ大統領とフルスフ・モンゴル大統領との電話会談【10日】

10日、ドゥダ大統領は、フルスフ・モンゴル大統領と電話会談を行った。会談の議題は、ウクライナ情勢、ポーランド・モンゴル関係及びドゥダ大統領のモンゴル訪問の新しい日程についてであった。

屈冬玉国連食糧農業機関(FAO)事務局長のポーランド訪問【10日】

10日、ドゥダ大統領及びラウ外相は、ポーランドを訪問した屈冬玉国連食糧農業機関(FAO)事務局長と会談を行った。同事務局長は、5月10日から13日にかけてウッチで開催されるFAO地域会合に関連してポーランドを訪問した。

大統領府での会談では、ロシアのウクライナ侵略の影響も考慮に入れながら世界の食料安全保障に焦点が当てられた。両者は、食糧危機を回避するための方策に言及した。屈冬玉事務局長は、この分野での取組におけるポーランドのコミットメントに謝意を表明し、農業分野における変革の成功モデルとしてポーランドを示した。

外務省での会談の議題は、ロシアのウクライナ侵略が世界規模で食料安全保障に与える悪影響などであった。両者は、紛争が基本的な農産物の世界的な供給を制限し、食糧価格の高騰や飢饉をもたらす可能性があること、また、これまでウクライナが穀物の重要なサプライヤーであったアフリカや中東など世界各地で地政学的緊張を引き起こす可能性があることで一致した。さらに、両者は、現在の危機に対応するためには緊密な国際協力が必要であることを指摘した。

ドゥダ大統領のスロバキア訪問【11日】

11日、ドゥダ大統領は、スロバキアを訪問し、チャプトヴァー大統領とテタテ会談及び代表団を交えた

全体会談を行った。両大統領は、西欧諸国を歴訪し、ウクライナのEU加盟候補国としての地位を認めるよう各国首脳を説得することを表明した。ドゥダ大統領は、「これらの会談において、我々はマドリッドでのNATO首脳会議でNATO東方、つまりロシアの脅威が現実のものとなり、決定的な抑止力が非常に必要とされる場所でのプレゼンスを強化する決定が下されるよう説得する」と主張した。また、同大統領は、「もちろん、我々はEUやEU機関からの支援も必要としている。特別基金が設立されるべきであり、それは特定の国々にいる避難民の人数に比例して割り当てられることになる」と指摘した。さらに、同大統領は、ポーランド・スロバキア間の協力関係は「非常に良好である」と強調し、「自分は、我々が互いに頼りになる存在であることを嬉しく思う。我々は、協働・協力し合っており、ともにNATO及びEUの加盟国であり、三海域イニシアティブ(3SI)のような数多くのフォーマットで互いに協力している」と述べた。スロバキア訪問中、ドゥダ大統領は、ヘゲル首相及びコラル国会議長とも会談を行った。

ラウ外相の第33回FAO欧州地域会合出席【11日】

11日、ラウ外相は、コヴァルチク農業・農村開発大臣とともにウッチで開催中の第33回国連食糧農業機関(FAO)欧州地域会合に出席した。会合の主要な議題は、欧州及び中央アジアにおける農業食品システムの変革の問題、そしてこれらの地域における健康的な食生活のための農業食品システムの変革へ向けた実践的なアプローチの問題であった。ラウ外相は、食料安全保障は特別な役割を果たしており、ポーランドが最も重要視している安全保障概念の不可分の構成要素であると指摘し、ロシアのウクライナ侵略以降、食料安全保障への脅威が直近数週間で特に顕著になっていると強調した。また、同外相は、「今回の侵略の帰結は、ウクライナや欧州をはるかに越えるものであることを我々は既に目の当たりにしている。紛争が長引けば、基本的な農産物の世界的な供給が制限され、食糧価格の高騰や飢饉を引き起こすかもしれない。世界の食料安全保障を脅かし、地政学的緊張を高める可能性もある。」と付言した。さらに、同外相は、ポーランドが本年の会合を主催するのは、農業がポーランドの経済とアイデンティティに占める重要性を反映したのもであると指摘した。

治 安 等

ロシア国旗と「Z」を掲げた男性に対する事情聴取事案【9日】

9日、ポーランド南部シロンスキエ県ホジュフ(Chorzow)において、アパートの窓にロシア国旗と「Z」の記号を掲げていた男性に対して、パトロール

中の警察官が事情聴取を行った。同男性は、事情聴取後、ロシア国旗と「Z」を掲示することを止めたという。本件は現在、地方検察庁において刑法に抵触するかどうか審議されているという。現在、ポーランドにおいて、ロシアによるウクライナへの侵略行為を

支持することは禁止されており、違反すると罰金刑

や最高2年の懲役が科せられる可能性がある。

経 済

経済政策

政府融資支援計画を発表【11日】

モラヴィエツキ首相は、以下の3点からなる政府融資支援策を発表した。

1. 2022年に4ヶ月、2023年に4ヶ月のローンホリデー(概算費用30億ズロチ)を実施。
2. 銀行は今年中に14億ズロチの借り手向け支援基金に補充をし、20億ズロチを基金に入れる。
3. ズロチ建て融資のベースとなっているレート(WIBOR)を、政府が銀行と交渉した新レートに引き下げる。

今年、政府が銀行部門に提案した変更により、計約89億ズロチの経費が想定されている。経済専門家は、WIBORのスワップはリスクが高い要因、ローンホリデーはローンの分割払いを延期することを意

味し、問題を解消するものではない、借り手の状況は、政府と中央銀行がインフレ抑制を成功できるかにかかっていると分析している。

財務省、財政法改正法案を議会に提出【11日】

財務省は、国家支出と国庫債務をより柔軟かつ効率的に管理するため、財政法の改正案を提示した。改正案には、制度を簡素化して国家予算管理者の行政的負担を軽減すること、公的資金の管理規則をより柔軟にすること、上半期の予算法の執行に関する情報を議会、最高監査院、社会対話評議会に提供する義務を廃止することなどが盛り込まれている。野党はこの修正案を、公共支出と財政の真の状態の透明性を制限する新たな一歩と批判している。

マクロ経済動向・統計

2022年4月失業率の低下【10日】

家族・社会政策省は、4月の失業率は3月の5.4%から5.3%に低下すると推定した。エコノミストの予測によれば、GDP指数で測定されるポーランド経済の活動は、2021年第4四半期に前年同期比7.3%の成長を遂げた後、2022年第1四半期には実質ベースで8.1%の成長を遂げたとし、2021年初頭、エコノミストは平均してGDPが5.7%成長すると予想していたが、当時はその前提にウクライナでの戦争が含まれておらず、実際にはポーランド経済見通しは改善するどころか、悪化するとの見通しを示した。

中央銀行総裁、さらなる利上げを実施【9日】

9日、金融政策審議会(RPP)は参考金利を0.75%ポイント引き上げ、5.25%とした。グラピンスキNBP総裁は、緊縮財政のサイクルは続き、次の引き上げは5月のものよりも小さくなると想定すべきでない、インフレ率の伸びが加速している限り、RPPは利上げを継続すると述べた。さらに、サイクルが終了する条件は、少なくとも2か月間、インフレ率が安定するか、あるいは低下すること、6月か7月にインフレ率がピークに達するだろうとの見通しを示した。このような急激な物価上昇は、ロシアのウクライナ攻撃により、資源や農産物の価格が上昇したことが大きな要因と分析している。

エネルギー・環境

気候環境省、エネルギー移行基金法案を作成【6日】

気候環境省は、エネルギー移行基金(FTE)法の草案を作成した。同基金には、今後10年間にCO₂排出量の販売から1,200億ズロチを徴収する予定である。基金の大半は、予算団体への補助金や、企業が発行する株式や債券の購入など、気候変動関連の投資に充てられ、FTEは、国家環境保護水管理基金(NFOŚiGW)が管理する予定である。同基金が投資リスクを軽減し、国際的な金融機関のプロジェクト参画を促すと歓迎される一方、自治体が優遇される可能性や、公共調達手続きの遅延・複雑化を懸念する声も上がっている。

2022年末から2023年始めにエネルギー政策を更新予定【9日】

モスクワ気候環境大臣は、2022年末から2023年始めに2040年までのポーランドエネルギー政策(PEP2040)の改定版を採択したいと述べた。更新内容として、石炭火力発電所の利用を拡大(200MW)する予定である。一方、ガス火力発電に関する新規建設については、現行の計画を維持する見込みである。

ポーランドガス備蓄率【11日】

サシン副首相兼国有財産大臣は、ポーランドのガス貯蔵タンクの84%が満たされており、現在ロシア産ガスを必要としていない。また、ポーランドは現在のガス危機に対してヨーロッパで最も準備が整っている国であると述べた(EU平均は30%)。仮にガスの輸入が完全に停止した場合でも、1か

月半はガスの供給が可能である。また、現在は備蓄しているガスを使用せずに供給を行っている。

ポーランドガス会社、ノルウェーでのガス生産を拡大【11日】

ポーランド国営石油ガス会社 PGNiG は、ノルウェー大陸棚での天然ガスの追加生産を計画して

おり、今年の総生産量は30億m³に達する予定と発表した。10月に予定されているバルティック・パイプ・パイプライン開通後は、これを通じてポーランドに輸送される予定である。同社は、2023年に25億m³、2024年に29億m³のガスの生産を見込んでいる。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発生しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

[お知らせ]大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事**【開催中】ポーランド最大の折り鶴展【2022年5月5日(木)～5月26日(木)】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、ワルシャワ第127小学校主催「ポーランド最大の折り鶴展」が開催中です。同小学校は、1万7254羽の折鶴を作成し、ポーランド記録を更新しました。その作品の一部が在ポーランド日本大使館広報文化センターにて展示中です。5月12日(木)16時～19時には、折り紙ワークショップが予定されています。

開催場所：Wydział Informacji i Kultury Ambasady Japonii, al. Ujazdowskie 51, Warszawa

詳細：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_pl/c_000020.html

【予定】第15回空手・古武道クラブ欧州杯「ローニンカップ」【2022年5月20日(金)～22日(土)】

ベンジン市及びドゥンブロヴァ・グルニチャ市にて、児童スポーツクラブ「ローニン」主催「第15回空手・古武道クラブ欧州杯『ローニンカップ』」(5月21日～22日)、パヴェウ・カシュバ記念大会(障がい者対象)(5月21日～22日)及び空手関連記念行事(5月20日)が開催されます。

開催場所：Hala Sportowa „Będzin Arena” w Będzinie, ul. Sportowa 20, Będzin及びPałac Kultury Zagłębia w Dąbrowie Górniczej, Plac Wolności 1, Dąbrowa Górnicza

詳細：<https://fb.me/e/mE4P97Gdy>

本資料は、ポーランドの政治・経済・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)